明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委五六）　一
○除籍が滅失した件（法務三七〇、三七一）　二
○日本国に帰化を許可する件（同三七二）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（同三七三）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同三七四）
○租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のエストニア共和国等による批准に関する件（外務二九一）
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一一三三）
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（同一一三四）
○農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（同一一三五）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通八六五）
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（同八六六）
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一二）
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境九四）
○都市計画に関する件（関東地方整備局三三三～三三五）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（同三三六）
○都市計画に関する件（北陸地方整備局八六）　六

〔人事異動〕

内閣　消費者庁　財務省　海上保安庁　七
最高裁判所　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕

労働　八

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（四国地方交通審議会）　九

〔公告〕

諸事項

官庁　九
財団、犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所　一〇
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一三
会社その他　二九

告示

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
四六九一	二六、七、三〇	立岡　浩
四六九二	二六、八、一	本橋　丈
四六九三	二六、八、一	權田　匠子
四六九四	二六、八、一	春日　昌一
四六九五	二六、八、一	鈴木　寿枝
四六九六	二六、八、一	利岡　仁
四六九七	二六、八、八	佐俣　翔平
四六九八	二六、八、八	尾関　孝英
四六九九	二六、八、八	久保田一夫
四七〇〇	二六、八、八	赤沼　孝充

○法務省告示第三百七十号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年九月二十九日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年八月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡多良間村字塩川九十九番地

本部　蒲助